

中野区保健所使用条例(昭和50年中野区条例第8号)新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略) (使用料及び手数料)</p> <p>第2条 保健所の業務で使用料を徴収する範囲は、中野区規則(以下「規則」という。)で定める。</p> <p>2 前項に規定する業務の提供を受ける者から、使用料として、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)により算定した額の8割の額の範囲内で規則で定める額を徴収する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第3条～第5条 (略) 附則 (略)</p> <p><u>附則</u> この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条 (略) (使用料及び手数料)</p> <p>第2条 保健所の業務で使用料を徴収する範囲は、中野区規則(以下「規則」という。)で定める。</p> <p>2 前項に規定する業務の提供を受ける者から、使用料として、診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)により算定した額の8割の額の範囲内で規則で定める額を徴収する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第3条～第5条 (略) 附則 (略)</p>

中野区保健福祉センター条例(平成9年中野区条例第26号)新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条 (略) (使用料及び手数料)</p> <p>第4条 センターの業務で使用料を徴収するものの範囲は、規則で定める。</p> <p>2 区長は、前項の規定により規則で定める業務の提供を受ける者から、使用料として診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)により算定した額の8割に相当する額の範囲内で規則で定める額を徴収する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略) 附則 (略)</p> <p><u>附則</u> この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第3条 (略) (使用料及び手数料)</p> <p>第4条 センターの業務で使用料を徴収するものの範囲は、規則で定める。</p> <p>2 区長は、前項の規定により規則で定める業務の提供を受ける者から、使用料として診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)により算定した額の8割に相当する額の範囲内で規則で定める額を徴収する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略) 附則 (略)</p>